

川俣町における避難指示区域の解除について（案）

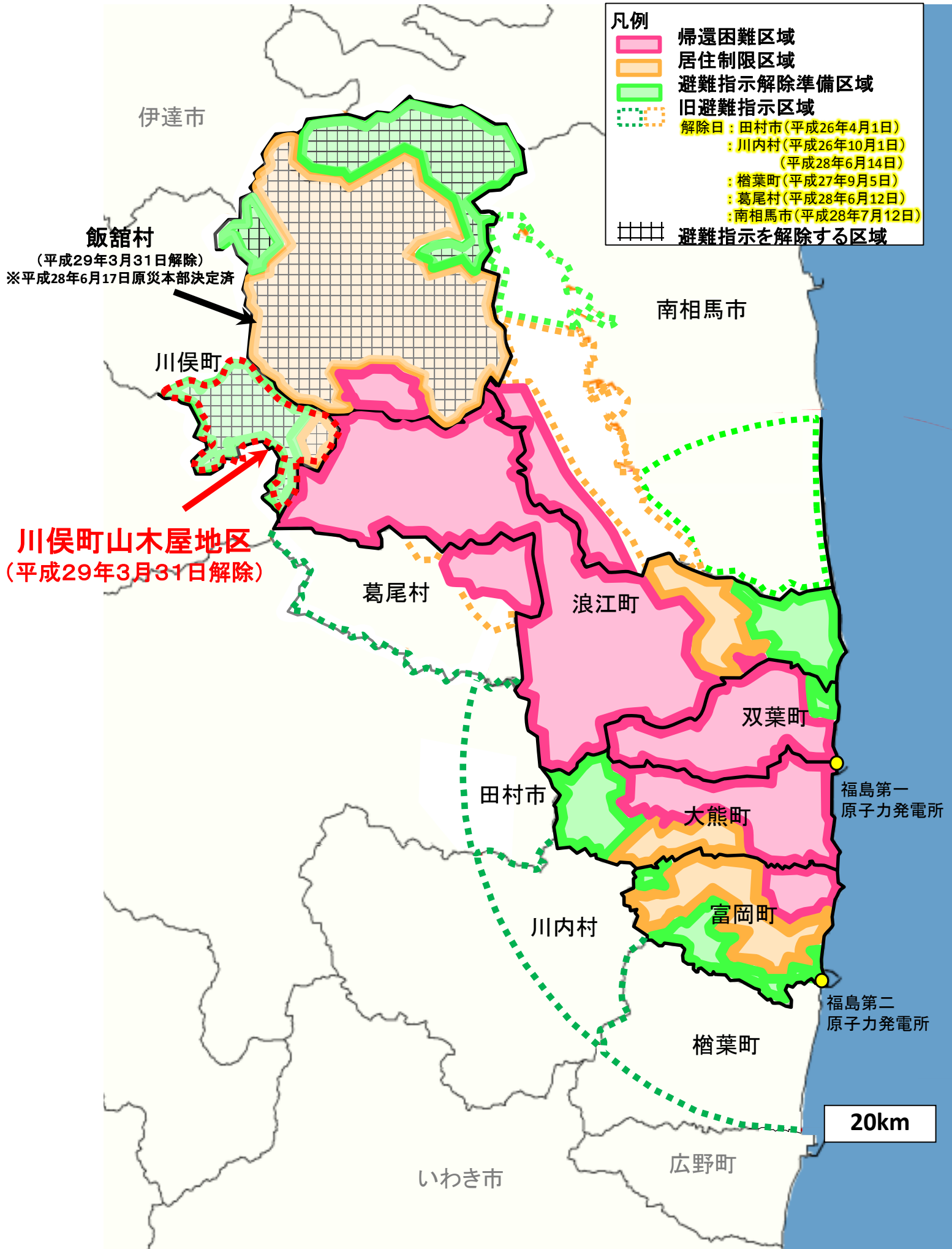
平成28年10月28日
原子力災害対策本部

1. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い、川俣町において設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域について、『「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂（平成27年6月12日 原子力災害対策本部決定）』における避難指示解除の要件を満たすことから、解除することを決定する。
2. 上記1. の解除は、平成29年3月31日午前0時に行う。
 - ※ 上記の解除後の避難指示区域の概念図については、参考1参照。
 - ※ 避難指示解除の要件については、参考2参照。
3. 本決定を踏まえ、川俣町長に対し、別添のとおり指示を行う。

以上

避難指示区域の概念図

参考1



避難指示解除の要件について

（「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂）
（平成 27 年 6 月 12 日原子力災害対策本部決定・閣議決定）（抄）

○避難指示解除の要件（「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成 23 年 12 月 26 日 原子力災害対策本部より）

- ①空間線量率で推定された年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下になることが確実であること
- ②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスが概ね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
- ③県、市町村、住民との十分な協議

指 示（案）

平成28年10月28日

川俣町長 殿
写) 福島県知事 殿

平成23年（2011年）福島第一原子力発電所
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

記

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に伴い、川俣町において設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域について、平成27年6月12日に原子力災害対策本部において決定した『「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂』における避難指示解除の要件を満たすことから、平成29年3月31日午前0時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。

以上